

5 公害関係法令に基づく事業場数

(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数

表 105

(平成 13 年 3 月末現在)

区分	番号	施設種類	中		東	南		西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	計
			外	内		外	内						
工場	1	ボイラー	10	2	9	48	1	35	15	67	13	8	208
	5	金属溶解炉	3			34		1		13	2	2	55
	6	金属加熱炉	1			41		14	1	1	7	4	69
	11	乾燥炉				9			4	7	3	1	24
	12	電気炉						4			1		5
	13	廃棄物焼却炉				2				1	1		4
事業場	1	ボイラー	57	195	38	81	62	86	50	45	21	30	665
	11	乾燥炉				1				3			4
	13	廃棄物焼却炉	6		3	4	2	3	7	15	13	10	63
	29	ガスタービン					1						1
	30	ディーゼル機関	13		7	27		19	6	3	2	9	86
計			90	197		247	66						
			287		57	313		162	83	155	63	64	1,184
工場数			7	1		18	1						
			8		5	19		22	12	29	11	7	113
事業場数			39	104		58	26						
			143		26	84		62	32	44	17	30	438
工場・事業場数			46	105		76	27						
			151		31	103		84	44	73	28	37	551

(注) 1 外：中区、南区のうちで燃料規制地域外 内：中区、南区のうちで燃料規制地域内
2 番号は、大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる項番号である。

(2) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数 (電気・ガス工作物)

表 106

(平成 13 年 3 月末現在)

番号	施設種類	中		東	南		西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	計	
		外	内		外	内							
1	ボイラー				2							2	
29	ガスタービン	12	24	2	7	1	12	5	4	5	2	74	
30	ディーゼル機関	26	57	14	39	8	27	25	41	8	12	257	
31	ガス機関				6		2				4	12	
計			38	81	16	54	9						
			119			63		41	30	45	13	18	345
工場・事業場数			20	31	11	18	3						
			51			21		15	16	11	5	9	139

(注) 1 外：中区、南区のうちで燃料規制地域外 内：中区、南区のうちで燃料規制地域内
2 番号は、大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる項番号である。

(3) 広島県公害防止条例に基づくばい煙関係特定施設数

表 107

(平成13年3月末現在)

番号	施設種類		区							計	
			中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸		佐伯
2	金属	溶解炉						1	4		5
3	金属	加熱炉			1	1				1	3
8	乾	燥炉			1					5	6
11	金属精錬 又は加工用	電解施設			1						1
		電気めっき施設				20	1				21
		酸洗浄施設			1	1				4	6
12	機械製造 又は加工用	電気めっき施設	2		24	20	8		13		67
		酸洗浄施設	2		11	18	3	1	13		48
17	合成樹脂製造 又は加工用	反応施設									0
		熱処理施設			3	2	41	44			90
		乾燥施設								1	1
計			4		42	62	54	49	32	5	248
工場・事業場数			2		9	11	5	5	7	2	41

(注) 番号は広島県公害防止条例施行規則別表第1に掲げる項番号である。

(4) 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設数

表 108

(平成13年3月末現在)

番号	施設種類		区							計	
			中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸		佐伯
2	鉱物の堆積場								1		1
	土石の堆積場		2		4		5	6		2	19
3	ベルトコンベア		7		15	4	13	67	2	4	112
	バケットコンベア				3						3
4	破砕機				1	1	1	20	1	4	28
	摩砕機						1	6	1		8
5	ふるい						2	22		2	26
計			9		23	5	22	121	5	12	197
工場・事業場数			2		9	2	4	11	3	2	33

(注) 番号は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

(5) 広島県公害防止条例に基づく粉じん関係特定施設数

表 109

(平成13年3月末現在)

番号	施設種類	区								計	
		中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯		
2	無機塗料無機顔料製造用粉砕施設						29			29	
3	食料品、飼料又は肥料製造用	原料粉砕施設	2		11	5				18	
		ふるい分施設			7					7	
4	セメント加工用加工施設	粉砕施設			1			1		2	
		セメントサイロ	13		20	1	8	22	3	14	81
		セメントホッパー			2			1			3
		パッチャープラント	3		7	2	4	11	2	9	38
		ふるい分施設	1								1
		自動包装施設	1		4						5
5	土石製品製造又は加工用	粉砕施設				1	5	24	1	31	
		ふるい分施設					4	36	1	1	42
6	石綿又は合成樹脂用	切断施設					9	8		17	
		成型施設			5			11		16	
7	粉炭、石炭又はコークスの堆積場	1		6	1		3			11	
	粉炭製造施設			1						1	
計		21		64	10	30	146	7	24	302	
工場・事業場数		6		18	4	11	32	3	10	84	

(注) 番号は、広島県公害防止条例施行規則別表第5に掲げる項番号である。

(6) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

表 110

(平成13年3月末現在)

番号	区 業種等	中区			東区			南区			西区		
		通常排水量区分(m ³ /日) 50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計
1の2	畜産農業							1	1				
2	畜産食品製造業										1	1	
3	水産食品製造業				1	1		1	1		25	25	
4	保存食品製造業				2	2					1	1	
5	みそ、しょう油等製造業										3	3	
8	パン若しくは菓子の製造業または製あん業										3	3	
10	飲料製造業										2	2	
16	めん類製造業				2	2		2	2		6	6	
17	豆腐又は煮豆の製造業				1	1		1	1		2	2	
18の2	冷凍調理食品製造業	1		1				1	1				
20	洗毛業												
22	木材薬品処理												
23の2	新聞業、出版業、印刷業、製版業							2	2		11	11	
26	無機顔料製造業												
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業												
33	合成樹脂製造業												
37	その他の石油化学工業												
46	有機化学工場製品製造業							1	1				
51の2	工業用ゴム製品製造業												
53	ガラス又はガラス製品の製造業												
54	セメント製品製造業										1	1	
55	生コンクリート製造業				1	1		4	4	1		1	
59	砕石業												
60	砂利採取業										1	1	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業							1	2	3			
63の2	空きびん卸売業												
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用水道施設				2	2							
65	酸又はアルカリによる表面処理施設				1	1		1	1	2	1	1	
66	電気めっき施設							3	3		2	2	
66の2	旅館業				3	3		1	5	6	7	7	
66の3	共同調理場												
66の4	弁当仕出屋							1		1	8	8	
66の5	飲食店										1	1	
67	洗たく業				16	16		27	27		35	35	
68	写真現像業				2	2		3	3		8	8	
68の2	病院(病床数300以上)							1	1		1	1	
69	と畜場又は死亡獣畜取扱場										1	1	
69の2	中央卸売市場										1	1	
70の2	自動車分解整備事業							1	1		1	1	
71	自動式車両洗浄施設	1	1		17	17		23	23		25	25	
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査等	1	1		3	3		5	5	1	9	10	
71の3	一般廃棄物処理施設	1	1					2	2				
71の4	産業廃棄物処理施設										1	1	
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設										2	2	
72	し尿処理施設(501人槽以上)				2	2		1	1		1	1	
73	下水道終末処理施設	2		2				3	3	1		1	
74	特定事業場から排出される水の処理施設										1	1	
みなし特定事業場(201~500人槽のし尿浄化槽)		1		1	6	7	13	2	5	7	2	3	
計		4	3	7	7	59	66	10	91	101	6	164	

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

番号	安佐南区			安佐北区			安芸区			佐伯区			計		
	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計
1の2					2	2					1	1		4	4
2	3		3	3	2	5		2	2				6	5	11
3	1	1	2								1	1	1	29	30
4	1	6	7					1	1				1	10	11
5		2	2		12	12		2	2		1	1		20	20
8				2		2	1	1	2		1	1	3	5	8
10		1	1		6	6		2	2		1	1		12	12
16		3	3		2	2		2	2		1	1		18	18
17		13	13	1	9	10		4	4		3	3	1	33	34
18の2													1	1	2
20								2	2					2	2
22					1	1								1	1
23の2		4	4		1	1					1	1		19	19
26				1		1							1		1
28							1		1				1		1
33															0
37		1	1											1	1
46														1	1
51の2		2	2	1	1	2							1	3	4
53		2	2	1		1							1	2	3
54		2	2		5	5					5	5		13	13
55		3	3		8	8		2	2		4	4	2	21	23
59		2	2		4	4								6	6
60		4	4		3	3								8	8
63		2	2				1	2	3		1	1	2	7	9
63の2											1	1		1	1
64の2		1	1		1	1	1		1		1	1	1	5	6
65	1	2	3		5	5	1	7	8	1	1	2	4	18	22
66		2	2		2	2		4	4					13	13
66の2					25	25		3	3		3	3	1	46	47
66の3				1		1					3	3	1	3	4
66の4		1	1	1	2	3		1	1		1	1	2	13	15
66の5		6	6								1	1		8	8
67		56	56		41	41		10	10		35	35		220	220
68		8	8		9	9		1	1		9	9		40	40
68の2	1		1	1	1	2	1		1		1	1	3	4	7
69														1	1
69の2														1	1
70の2		3	3		1	1		3	3		1	1		10	10
71		52	52		50	50		19	19		36	36		223	223
71の2		5	5		4	4	1		1		5	5	2	32	34
71の3		1	1		1	1					1	1		6	6
71の4					4	4		1	1		2	2		8	8
71の5		1	1		1	1		2	2					6	6
72	8	1	9	24	1	25	7		7	5		5	45	5	50
73													6		6
74		1	1										1	2	3
みなし特定事業場	10	33	43	13	22	35	15	15	30	9	21	30	58	106	164
計	25	221	246	49	226	275	29	86	115	15	142	157	145	992	1,137

(注) 1 番号は、水質汚濁防止法施行令の別表第1に掲げる番号である。

2 201～500人槽のし尿浄化槽は、瀬戸内海環境保全特別措置法により特定施設とみなされる。

(7) 広島県公害防止条例に基づく特定事業場数

表 111

(平成13年3月末現在)

番号	施設	区								計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設		4	4	4	14	8	1	2	37
2	養豚業の用に供する施設									0
3	理科学に関する試験研究の用に供する洗浄施設		4	1	5	8	4	3	2	27
4	流水式塗装施設				1		1			2
	計	0	8	5	10	22	13	4	4	66

(注) 1 水質汚濁防止法に定める特定施設を設置している事業場を除く。

2 番号は広島県公害防止条例施行規則別表第7に掲げる項番号である。

(8) 騒音規制法に基づく工場・事業場数

表 112

(平成13年3月末現在)

番号	施設	区								計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
1	金属加工機械	25	10	78	58	45	38	48	32	334
2	空気圧縮機等	225	41	109	96	80	77	42	37	707
3	粉砕機等	1	1	3	3	3	19	5	2	37
4	織機				1	1	1			3
5	建設用資材製造機	1		2	1	9	14	2	5	34
6	穀物用製粉機			1						1
7	木材加工機械	33	11	54	60	38	55	15	25	291
8	抄紙機									0
9	印刷機械	91	21	48	94	21	7	2	9	293
10	合成樹脂用射出成形機			1	1	8	10	6	2	28
11	鋳造型機	1			3	2	2			8
	計	377	84	296	317	207	223	120	112	1,736

(注) 番号は、騒音規制法施行令別表第1に掲げる号番号である。

(9) 振動規制法に基づく工場・事業場数

表 113

(平成13年3月末現在)

番号	施設	区								計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
1	金属加工機械	20	12	57	33	31	33	29	32	247
2	圧縮機	26	8	47	39	31	43	21	20	235
3	破砕機等		1	2	3	4	18	4	2	34
4	織機				1	1				2
5	コンクリートブロックマシン等				1	2	1		5	9
6	木材加工機械	6		7	1		7	1	3	25
7	印刷機械	20	2	10	35	9	3		6	85
8	ゴム練用又は合成樹脂用ロール機					1	3			4
9	合成樹脂用射出成形機			1		5	9	3	1	19
10	鋳造型機					3	2		1	6
	計	72	23	124	113	87	119	58	70	666

(注) 番号は、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号である。

(10) 広島県公害防止条例に基づく騒音関係特定事業場数

表 114

(平成13年3月末現在)

番号	施設	区								計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
1	金属加工機械	67	46	153	179	115	70	107	46	783
2	空気圧縮機等	196	40	89	69	47	65	24	22	552
3	コンクリートブロックマシン等		1	1	5	4	4		5	20
4	木材加工機械	47	28	60	100	91	65	27	33	451
5	ダイカストマシン									0
6	オシレートコンベア						2			2
7	電動発電機	7		2	1					10
	計	317	115	305	354	257	206	158	106	1,818

(注) 番号は、広島県公害防止条例施行規則別表第10に掲げる号番号である。

(11) 騒音規制法に基づく特定建設作業届出数

表 115

(平成12年度)

番号	施設	区分							計
		建物建築	上下水道等	道路・橋りょう等	建物解体	電話・電気等	土地造成等	その他	
1	くい打機等	58		12	1	2			73
2	びょう打機								0
3	さく岩機	152	2	33	76	1	2	7	273
4	空気圧縮機	27			4		1	3	35
5	コンクリートプラント等			1				2	3
6	バックホウ	33	6	7	19		3	1	69
7	トラクターショベル			1	1		2		4
8	ブルドーザー		2	2			2		6
	計	270	10	56	101	3	10	13	463

(注) 番号は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる号番号である。

(12) 振動規制法に基づく特定建設作業届出数

表 116

(平成12年度)

番号	施設	区	建物建築	上下水道等	道路・橋りょう等	建物解体	電話・電気等	土地造成等	その他	計
1	くい打機等		58		11	2	2			73
2	鋼球									0
3	舗装版破碎機									0
4	ブレーカー		77	1	27	68	1	3	5	182
計			135	1	38	70	3	3	5	255

(注) 番号は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる号番号である。

(13) 広島県公害防止条例に基づく悪臭関係特定施設・事業場数

表 117

(平成13年3月末現在)

施設種類	区分	施設数	事業場数	純事業場数
肥料又は飼料の製造業	イ 原料置場	0	0	1
	ロ 蒸解施設	10	1	
	ハ 乾燥施設	2	1	
養豚業又は養鶏業	イ 飼養施設	15	15	15
	ロ 収容施設	0	0	
	ハ 飼料調理施設	2	1	
	ニ 鶏心乾燥施設	21	9	
計		50		16

(14) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設数

表 118

(平成13年3月末現在)

施設種類		区	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
別表1	4 アルミニウム合金の製造							2			2
	5 廃棄物焼却炉		11	2	16	6	13	31	16	12	107
別表2	4 廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄装置、湿式集塵施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの		13	2	11	2	6	18	5	5	62
	6 下水道終末処理施設		3		2						5
計			27	4	29	8	19	51	21	17	176
工場・事業場数			6	1	14	5	10	27	11	9	84

(注) 番号はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表に掲げる項番号である。

